

## 事業事前評価表

国際協力機構バングラデシュ事務所

### 1. 案件名

国名：バングラデシュ人民共和国

案件名：和名 警備能力向上プロジェクト

英名 The Project for Strengthening Crime Prevention Capacity of Bangladesh Police

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における公共の安全と治安維持の現状と課題

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」という。）は、過去 10 年以上に亘り年平均 6% の高い成長率を維持しており、2026 年には国連の後発開発途上国（LDC）から卒業する見通しである。縫製業の生産拠点として、また、人口約 1 億 6 千万人を抱える大きな市場としても注目を集めており、安定した経済成長を背景に、日本企業の進出も拡大しつつある。

一方で日本人を含む 24 名が犠牲となるダッカ襲撃テロ事件（2016 年 7 月）等、イスラム過激派等による宗教的少数派や世俗主義者等を対象とした襲撃事件も発生してきた。これら一連の事件に対して、バングラデシュ政府は、イスラム過激派に対する情報分析、捜査、逮捕を進めており、現在のところ治安は安定している。

今後も中長期的に治安を維持していくためには、過激派に特化した情報分析強化や事件発生後の対応強化に加えて、①特定の施設における過激派による活動や暴力的な犯罪を未然に防止する、②これらを生み出さない環境を整備することが重要であることから、バングラデシュ警察は、施設や地域の警備強化や一般市民と警察官との連携強化を通じた信頼関係の構築に力を入れている。第 8 次 5 カ年計画（2020 年～2025 年）においてもバングラデシュ警察が優先すべき 14 の活動として「研修を通じた警察官の能力向上」、パトロール・市民との対話を通じ地域社会から信頼を得ることで犯罪防止に寄与することを目的とした「犯罪防止と地域警察」が挙げられている。

しかしながら、日本において一般的に行われている施設警備やパトロール・市民との対話等（地域警察活動）を含む広義の警備活動について、上記の通り重要性は認識されているものの、効率的に実施されている状況ではなく、改善の余地が大きい。具体的には、①幹部及び現場警察官の知識・経験の不足、②人員の最適配分を意識した警備計画の策定がされていない、③日報等の報告・モニタリングの仕組み構築されていないといった事が課題となっている。

このような背景のもと、バングラデシュ政府は、我が国に対し、日本の経験を活かし、バングラデシュの状況に則した広義の警備体制の確立、能力強化を目指し、技術協力プロジェクトを要請した。

(2) 当該国に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対バングラデシュ国別開発協力量針（2018 年 2 月）の基本方針（大目標）として、同国の「中所得国化に向けた、持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」を支援するとしている。この大目標の下、我が国は協力の重点分野として二つの分野（中目標）を掲げ

ている。本事業は、そのうちの1項目である「社会脆弱性の克服」の小目標2-3「行政能力向上プログラム」の一事業として位置づけられている。同方針の留意事項の一つとして、「安全対策に細心の注意を払い、必要な安全対策措置を講じる」とある通り、大目標である「経済成長の加速化と貧困からの脱却」を達成するためには、同国の公共の安全と治安維持が大前提であり、これを支援する本事業は我が国の援助方針と一致する。また、対バングラデシュ JICA 国別分析ペーパー（2019年3月）において、行政機関の透明性・説明責任を高め、住民・市民社会との協働を通じた、より効果的・効率的な資源動員・配分を実現し、公共サービスの質改善による民の生活水準の向上が必要と分析している。さらに JICA のグローバル・アジェンダ「ガバナンス」におけるクラスター「法の支配の実現」及び「公務員及び公共人材の能力強化」において、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が実現して、包摂的なガバナンスの強化を支援することが掲げられている。本事業においても、主として行政制度に基づいた体制強化・改善及び実施を担う人材の育成を行うという点で、JICA 国別分析ペーパー及び同クラスター方針と整合する。

本事業は、バングラデシュ警察の研修機能等の体制を強化することにより、巡回活動等を含む広義の警備能力向上に資するものであり、SDGs のゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」に資する。

### （3）他の援助機関の対応

米国政府より、警察官を対象に国際犯罪捜査、麻薬対策捜査等に係る研修が支援されている。また、インド政府より、警察学校へ実習用施設が建設・設置され、実習に活用されている。加えて、欧州安全保障協力機構より、犯罪被害者への身体的・心的な支援などが行われるよう警察官へ意識向上に係る支援が行われている。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、バングラデシュ警察の警備ガイドライン/マニュアルの作成、警備能力向上研修計画・研修モジュール/教材の改善、警備設備整備計画の作成等を行うことにより、バングラデシュ警察の警備体制（能力向上のための組織的な仕組み）を強化し、警備能力向上に寄与するものである。

### （2）プロジェクトサイト/対象地域名

- ・ バングラデシュ警察学校（ラシャヒ県）、県レベルの約 20 か所の研修施設
- ・ ダッカ首都圏警察下の所轄警察署

### （3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

- ・ バングラデシュ警察（直接受益者）
  - バングラデシュ警察内の関係者 15 名
  - バングラデシュ警察学校及び県の研修施設の講師（Training of Trainers(TOT)を含む）30 名
  - バングラデシュ警察学校及び県の研修施設の受講者（警察官） 2,500 名/年

- ダッカ首都圏警察下の所轄警察署 20 名
- ・ 一般市民（最終受益者）

（４）総事業費（日本側）

総額約 4.60 億円

（５）事業実施期間（協力期間）

2019 年 3 月～2023 年 11 月を予定（計 57 か月）

（６）事業実施体制

バングラデシュ警察（Bangladesh Police）

（７）投入（インプット）

1) 日本側

①【専門家派遣】（総計約 93 人月）

- ・ チーフアドバイザー
- ・ 人材開発（研修）計画
- ・ 警備能力強化（全体計画/犯罪防止/組織体制強化/モデルサイト）
- ・ 警備研修教材開発
- ・ 研修管理
- ・ プロジェクト業務調整

②【供与機材および設備の供与】

コンピュータ、プリンタ、複写機、その他必要な機材

③【本邦および第三国研修実施並びにローカルコンサルタントの傭上・活用】

④【現地業務費】

関連調査、研修プログラム及び教材、ワークショップ／セミナー等

2) バングラデシュ国側

①【カウンターパート配置】

- ・ プロジェクト・ディレクター：バングラデシュ警察の副長官
- ・ プロジェクト副ディレクター：バングラデシュ警察の中級職員
- ・ カウンターパート要員（バングラデシュ警察のその他職員）

（本計画は、成果とそのテーマに沿った実務に関わるワーキング・グループを置いて、責任の所在を明確にするとともに、実施プロセスで得られる知見・経験が組織内に蓄積するよう配慮することとした。）

②【機材・設備】

- ・ 専門家執務室および関連設備
- ・ 光熱費等

③【現地経費】

- ・ カウンターパートに対する給与／セミナー参加経費／立替経費
- ・ その他施設用設備経費（水道・電気、租税、付加価値税等含む）

- ・ その他必要な支出

## (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

### 1) 我が国の援助活動

我が国のバングラデシュ警察に対する支援は、課題別研修（2013年～現在）を通じた人材育成を中心に実施しており、バングラデシュ警察の幹部・職員等が、「警察幹部組織運営」、「国際テロ対策」、「国際捜査」、「サイバー犯罪対処能力向上」等の警察関係者を対象としたコースを中心に参加している。

また2017年3月及び7月には、ノン・プロジェクト無償資金協力として約15億円の交換公文を締結し、防弾車や爆発物探知機、無線、防爆スーツ等を供与している。

なお、本事業はバングラデシュ警察を対象とした初めての技術協力プロジェクトである。

### 2) 他の開発協力機関等の活動

#### (i) 米国政府

米国は、反テロ支援プログラムを通して、研修実施のため年間約3億円を供与しており、警察官、法執行機関担当者、特殊部隊や爆弾処理ユニットに対する研修を実施している。また、司法省国際犯罪調査訓練支援プログラムにより、警察学校に対し、警察活動戦略に係る研修を、犯罪捜査部研究室に対し法医学に係る支援を展開中である。

米国司法省は、2013年以降、警察学校において新任警察官延べ14,000名を対象とした、国際刑事捜査訓練プログラムにおいて、地域警察プログラムを取り上げている<sup>1</sup>。同プログラムの重点分野として、住民対話、犯罪被害者である女性用シェルターの設置を進めている。また、放火事件捜査コースを新設し警察訓練カリキュラムへの統合が行われた。

その他、米国麻薬取締局は、麻薬対策訓練プログラム、ダッカ首都警察向けの警察犬運用支援プロジェクト、野生生物保護、人身売買イニシアチブ、衣料産業における法執行機関向けの訓練プログラムを実施してきた。

#### (ii) インド政府

インド政府は、バングラデシュに対して、テロ対策支援の取組を強化・実施しており、2018年7月に両国の警察学校間の協力を強化する覚書に署名している。なお、バングラデシュ警察学校には、インド政府が供与した所轄警察署を模した、実習用施設が建設・設置され、実習に活用されている。

#### (iii) 欧州連合

欧州連合は欧州安全保障協力機構の各国のフィールドオフィスを通じ、警察改革プログラムへの支援をおこなっている。バングラデシュに対しては、2007年から、女性・児童を対象とした人身売買防止の支援を行っている。これら犯罪被害者保護の観点から、公平・公正な裁判へのアクセス強化、被害者への身体的・心的な支援などが行われるよう、警察官、コミュニティリーダー等の意識向上支援を行っている。

いずれの支援も、本事業が取り扱う日常の警備・パトロール体制強化に係るガイドライン・マ

<sup>1</sup> URL: <https://www.justice.gov/criminal-icitap> 2019年12月25日閲覧

マニュアル整備や、これらに係る研修カリキュラム・教材を包含しておらず、考慮・調整すべき重複する内容は含まれてない。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類： C
- ② カテゴリ分類の根拠：警備能力強化（教材開発、研修実施等）を中心に行うものであり、環境面、及び社会面に影響を及ぼす工事等は計画されていないため。

2) 横断的事項

特になし

3) ジェンダー分類

「ジェンダー対象外」

(10) その他特記事項

特になし

**4. 協力の枠組み**

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

- ・ 上位目標：バングラデシュ警察の警備能力が向上する。
- ・ 指標： ガイドライン／マニュアルに基づく警備計画の数  
警備状況に関する報告書の数  
警備現場から提出される警備に関するモニタリング報告書の数  
警備に関する研修を受講した研修受講者の数  
関係者から要請される警備事案の件数  
活動の実践のために選定されたコミュニティにおける住民の治安に関する意識向上の具合  
活動を実施する小学校における安全に対する意識向上の変化

2) プロジェクト目標と指標

- ・ プロジェクト目標：バングラデシュ警察の警備体制が強化される
- ・ 指標：
  - 警備に係るガイドライン／マニュアル、モニタリングシステムがバングラデシュ警察から承認される
  - 開発計画（別称 普及計画）がバングラデシュ警察から承認される
  - 最低でも XX 人の、新任あるいは昇格した警備補、警視補が訓練プログラムを履修し、警備システムに関するガイドライン／マニュアルに基づいたバングラデシュ警察所定の修了基準を満足する
  - 警備の改善のための研修の数ならびに、警備対象地で利用された事例の数
  - 最低でも二つの所轄署が安全意識向上に向けた活動を実践する
  - 最低でも二つの所轄署が、こども安全教室プログラムを実践する

### 3) 成果

- ・ 成果 1：警備にかかる訓練プログラムが整備される
  - 指標 1.1 ガイドライン／マニュアルに基づく警備計画の数
  - 指標 1.2 警備パトロール記録の数
  - 指標 1.3 警備パトロールに関するモニタリングレポートの提出数
- ・ 成果 2：コミュニティを基礎とした安全意識向上のための、効果的なモデルが示される
  - 指標 2.1 最低でも XX 人のマスタートレーナーが TOT を履修し、その修了条件を満足する
  - 指標 2.2 モデルに関する訓練を受講した関連部署警察官の人数
- ・ 成果 3：警備能力向上にかかる開発計画のための体制が整備される
  - 指標 3 開発計画が準備される

### 4) 活動

活動 1. 「成果 1. 警備にかかる訓練プログラムが整備される」にかかる活動

- 1.1 警備の現状をレビューするとともに、課題を明らかにする
- 1.2 1.1 から得られた分析に基づき、警備システムに関するガイドライン／マニュアルの案を作成する
- 1.3 警備に関する現状の訓練プログラム、訓練カリキュラム／教材をレビューし、改善点を明らかにする
- 1.4 1.3 に基づき、警備に関する訓練計画、訓練カリキュラム／教材を修正する
- 1.5 1.4 に基づき、教官候補を選定し警備に関する TOT を実施する
- 1.6 教官と協働して訓練実施のための計画を策定する
- 1.7 1.6 に基づき、警備に関する訓練を実施する
- 1.8 警備に関する訓練とカリキュラム／教材の内容に関するフォローアップと再修正を行う
- 1.9 1.8 に基づき、警備強化のためのガイドライン／マニュアルの修正を行い完成させる

活動 2. 「成果 2. コミュニティを基礎とした安全意識向上のための、効果的なモデルが示される」に係る活動

- 2.1 現状の、バングラデシュ警察による地域住民の参加の取組をレビューし、課題とその特徴を明らかにする
- 2.2 合同安全意識向上活動のための訓練を実施する
- 2.3 こども安全教室プログラムのための訓練を実施する
- 2.4 上記全ての訓練（2.2 および 2.3）のモニタリング・評価を実施し、これらの分析から教訓を見出す
- 2.5 訓練計画と訓練教材の最終修正を行う

活動 3. 「成果 3. 警備向上にかかる開発計画のための体制が整備される」に係る活動

- 3.1 現状の施設警備システムをレビューする
- 3.2 成果 1、2 に基づく警備をバングラデシュ全国に展開することによる効果を分析する
- 3.3 バングラデシュ全国に警備システムを展開するために必要な活動をリストアップする
- 3.4 活動 3.3 を実施するのに必要なコストを計上する
- 3.5 コストに対する効果を分析する

3.6 分析結果に基づき、予算案の提出のための準備をする

3.7 活動 3.1 から 3.6 に基づく警備設備の改善のための展開計画を策定する

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 警備能力強化が警察学校の研修科目として含まれる

(2) 外部条件

(上位目標に対する外部条件)

- ・ 新たに整備された警備システムの全国での実施に関する予算が、バングラデシュ政府の予算編成プロセスにおいて承認される

(プロジェクト目標に対する外部条件)

- ・ 警備体制強化がバングラデシュ警察における優先課題として継続する

(成果に対する外部条件)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大により、日本人専門家の渡航や現地での日本人専門家及びカウンターパートの活動が制約されない

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

バングラデシュ「TQM を通した公共サービス改善プロジェクト(2012 年～2017 年)」では、バングラデシュ側の事業計画書(以下「TAPP」という。)承認が遅れた結果、プロジェクト開始時におけるカウンターパート配置やバングラデシュ側の予算措置が遅延した。一方、TAPP におけるバングラデシュ側のプロジェクト実施期間が日本側の協力終了後 1 年半継続されるよう設定され、またこの間のバングラデシュ側予算が一定程度確保されたため、カウンターパート側による主体性が高まると共に、日本側の協力終了後の現在も、終了時評価の提言等を踏まえたプロジェクト活動が継続されている。また、同プロジェクトでは、24 の実施機関において行政サービス改善を促進するための総合品質管理推進室が設置された。本事業のカウンターパート機関であるバングラデシュ警察にも総合品質管理推進室が設置されている。

本事業においては、専門家派遣後の円滑なプロジェクト立ち上げを念頭に、バングラデシュ警察に対し、可及的速やかな TAPP 作成及び承認取り付けを働き掛ける。同時に、TAPP 作成の過程で適切な協議の場を設け、TAPP によるバングラデシュ警察側のプロジェクト期間、適切な予算措置について工夫を行い、プロジェクト後の持続性を見据えた実施体制の確保に留意する。また、バングラデシュ警察内に設置された 総合品質管理推進室との連携を通して、本事業にて整備する警備体制強化ガイドライン/マニュアルの普及を促進する。

## 7. 評価結果

本事業は、バングラデシュの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、バングラデシュ警察の警備能力向上に資するものであり、SDGs のゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年後 事後評価

(3) 二段階計画策定方式による計画策定の適用

本事業については、2段階計画策定方式による実施となり、以下の二つの期間に分けて実施している。

- ・第1期：2019年3月～2021年1月
- ・第2期：2021年2月～2023年11月

第1期は、「詳細計画策定期間」として位置づけ、バングラデシュ警察の警備体制、警備能力向上に係る能力強化、設備整備状況等について情報収集及び分析を行い、その後の本格的活動のための詳細計画を策定する準備期間として位置付けられる。

第2期は「本格活動実施期間」とし、第1期の詳細計画に沿って警備体制強化ガイドライン・マニュアル（案）等を作成し、モデルサイトを対象とした実際の警備活動、及び警察学校等における警備能力向上に係る研修等を実施する。

以 上